

平成27年度復興庁調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

平成27年度上半期に行った復興庁調達改善計画の取組のうち主なものは以下のとおり。

1. 一者応札となった原因等の把握

入札説明会に参加した事業者のうち入札に参加しなかった者に対してアンケート調査等を実施し、一者応札となった原因等を調査した。

2. 競争参加者増大のための取組

- ・ 特定の資格等を要件とするものについては必要最小限のもととする等、競争参加資格要件を緩和した。
- ・ 業務内容を理解しやすくするため、過去の成果等の情報を復興庁 HP に掲載したり、仕様書に関連情報を用意に確認できるようポータルサイト URL 等を記載した。
- ・ 発注予定の事前公表を行った。
- ・ できる限り、公告を早期に行うとともに公告期間を長く確保した。

3. 競争性のない随意契約への対応

新規に契約しようとする案件について、競争性のない随意契約によろうとする場合は、契約手続審査委員会により競争性のある契約方式に移行できないか内容等を審査することとした。なお、平成27年度上半期においては、新規に競争性のない随意契約を行ったものは無かった。

4. 汎用的な物品・役務の調達

内閣府等とともに共同調達の実施に取り組んだ。

5. 職員のスキルアップ

内閣府主催の会計事務研修に会計担当者を参加させた。

平成27年度 復興庁調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日)

平成27年11月13日
復興庁

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
【重点的に推進すべき取組】						
一者応札への対応として、以下の取組を行う。						
(1)一者応札となった原因等の把握 仕様書を取得した事業者で入札に参加しなかった者等に対するアンケートやヒアリングを実施することにより、一者応札となった原因等を調査し、改善策を検討する。		・ 入札説明会に参加した事業者のうち入札に参加しなかった者に対してアンケート調査等を実施し、一者応札となった原因等を調査した。	・ 一者応札改善策の検討を行うために必要な情報を得ることができた。	B	・ 一者応札の改善策の検討のために必要十分な情報を得るためには、アンケート等の内容(調査項目等)についての検討が必要である。	・ 引き続き取組む。
(2)競争参加者増大のための取組 競争参加者を増大させるため、以下の取組を行う。						
・ 競争参加資格、仕様書等の見直し		・ 特定の資格や比較的長期間の実務経験を要件とするものについては必要最小限のものとし、また、契約の予定価格の金額に相当する等級の格付については、できる限り下位(2等級下位まで)又は上位の等級に格付された者も含めるよう、要件を緩和した。 ・ 業務内容を理解しやすくするため、過去の成果等の情報を復興庁HPに掲載した。 ・ 関連情報(復興庁HP掲載情報以外のものも含む)を容易に確認できるようポータルサイトURL等を仕様書に記載した。	・ 入札説明会や入札に参加する者が増え、競争参加者の増大に繋がった。	A	・ 競争参加資格要件の緩和については、その程度について十分な検討が必要である。 ・ 取組の効果の測定は、アンケート等により事業者を確認することも必要である。	・ 全ての競争契約について、競争参加資格、仕様書等の確認・見直しを行う。
・ 発注予定の事前公表、公告時期の早期化		・ 発注予定の事前公表を毎月末(予定情報の更新がない場合を除く。)に行った。 ・ できる限り、公告を早期に行うとともに公告期間を長く確保した。	—	A	・ 契約案(仕様等)を早期に確定させるための取組が必要がある。	・ 引き続き取組む。
・ 新規参入者にも配慮した業務内容の周知		・ 業務内容を理解しやすくするため、参考情報を得られるよう仕様書の見直しを行った。(上記「競争参加資格、仕様書等の見直し」を参照)	—	B	—	・ 引き続き取組む。
【継続的な取組等】						
(1)競争性のない随意契約への対応 競争性のない随意契約については、復興庁入札・契約手続審査会等により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。		・ 新規に契約しようとする案件について、競争性のない随意契約による場合は、契約手続審査委員会により競争性のある契約方式に移行できないか内容等を審査することとした。 なお、平成27年度上半期においては、新規に競争性のない随意契約を行ったものはなかった。	—	—	—	・ 引き続き取組む。
(2)汎用的な物品・役務の調達 汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。		・ 内閣府等とともに共同調達の実施に取り組み、復興庁は合計14件について共同調達を行った。	・ 共同調達を実施したのものについては、応札者及び発注者双方の手続の簡素化が図られた。	A	・ 調達価格を低減するためには、どのような工夫が有効なのかを検討することが必要である。	・ 引き続き取組む。
(3)職員のスキルアップ 内閣府が主催する会計実務研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達事務のスキルアップを図る。		・ 27年5月に行われた内閣府主催の会計実務研修に復興庁本庁及び地方局の会計担当者を参加させた。	・ 研修に参加したことにより、会計事務担当者の調達改善に対する理解度が深まった。	A	・ 研修においては、会計事務処理に関する知識等の習得に加え、調達改善に関する情報交換が必要である。	・ 引き続き取組む。

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
平成27年度に開始した取組			
—	—	—	—

(※)

A:(定量的な目標)目標達成率90%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組

B:(定量的な目標)目標達成率50%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組

C:(定量的な目標)目標達成率50%未満

(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日)

会議等名称:復興庁入札等監視委員会

開催日時:平成27年11月9日～11月12日(各委員個別伺)

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○【重点的に推進すべき取組】(1)一者入札となった原因等の把握:競争性を担保するためには複数の入札が必要であるとの基本認識は共有できていると考える。その点、一者入札となった案件について、その原因を調査するためにアンケート調査等を実施する等の改善努力は評価できる。今後、調査結果を迅速に分析して対応策を検討・実施し、一者入札を回避する努力の継続が求められる。	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き取組んでまいりたい。
○【重点的に推進すべき取組】(2)競争参加者増大のための取組:本取組については、競争参加資格要件の緩和、関連情報の復興庁HPへの掲載、発注予定の事前公告および公告時期の早期化など具体的改善が図れている点が評価できる。今後も、これらの取組によって競争参加者が増大するか否か、実態を見極めて、さらに改善の余地が残されていないか検証するなど不断の努力が求められる。	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き取組んでまいりたい。